

## 表-1

### 令和6年度 水質検査計画表（浄水）

【令和6年度に実施する水質検査項目と頻度】

《 令和3年1月～令和5年12月の検査結果に基づき作成 》

阿久根市上水道 宮之前水源地 低区

令和6年度水質検査計画

宮之前水源地

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準			2021/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10						
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検出されないこと	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
3	カドミウム及びその化合物																0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物																0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	セレン及びその化合物																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ヒ素及びその化合物																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物																0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素																0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○		○				○				○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○		○				○				○			10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物																0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
13	ホウ素及びその化合物																1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素																0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン																0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	1,1,2,2-テトラフルオロエチレン																0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン																0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	ベンゼン																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
21	塩素酸			○		○								○			0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
22	クロロ酢酸			○		○								○			0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
23	クロロホルム			○		○								○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	ジクロロ酢酸			○		○								○			0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジブロモクロロメタン			○		○								○			0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	臭素酸			○		○								○			0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	総トリハロメタン			○		○								○			0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	トリクロロ酢酸			○		○								○			0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	ブロモジクロロメタン			○		○								○			0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	ブロモホルム			○		○								○			0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	ホルムアルデヒド			○		○								○			0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	亜鉛及びその化合物																1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
33	アルミニウム及びその化合物																0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
34	鉄及びその化合物																0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
35	銅及びその化合物																1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	ナトリウム及びその化合物																200	40.0	20.0	8.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	マンガン及びその化合物																0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.4	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)																300	60	30	47	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
40	蒸発残留物																500	100	50	96	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
41	陰イオン界面活性剤																0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
42	ジェオスミン																0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
43	2-メチルイソボルネオール																0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
44	非イオン界面活性剤																0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類																0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8	~	8.6	-	7.4	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	異常なし	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	異常なし	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	0.5未満	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	0.2未満	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
*	鉛及びその化合物(滞留採水)																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」



阿久根市上水道 宮之前水源地 中区

令和6年度水質検査計画

佐潟公民館

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準			2021/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	③		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物											○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
4	水銀及びその化合物											○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
5	セレン及びその化合物											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
6	鉛及びその化合物											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
7	ヒ素及びその化合物											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
8	六価クロム化合物											○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
9	亜硝酸態窒素											○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○					○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○									10	2.0	1.0	1.7	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査		
12	フッ素及びその化合物											○	0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
13	ホウ素及びその化合物											○	1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
14	四塩化炭素											○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
15	1,4-ジオキサン											○	0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
16	1,1-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン											○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
17	ジクロロメタン											○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
18	テトラクロロエチレン											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
19	トリクロロエチレン											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
20	ベンゼン											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
21	塩素酸			○			○					○	0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
22	クロロ酢酸			○			○					○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
23	クロロホルム			○			○					○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
24	ジクロロ酢酸			○			○					○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
25	ジブロモクロロメタン			○			○					○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
26	臭素酸			○			○					○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
27	ジトリハロメタン			○			○					○	0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
28	トリクロロ酢酸			○			○					○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
29	ブロモジクロロメタン			○			○					○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
30	ブロモホルム			○			○					○	0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
31	ホルムアルデヒド			○			○					○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
32	亜鉛及びその化合物											○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
33	アルミニウム及びその化合物											○	0.2	0.04	0.02	0.04	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)		
34	鉄及びその化合物											○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
35	銅及びその化合物											○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
36	ナトリウム及びその化合物											○	200	40.0	20.0	15.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
37	マンガン及びその化合物											○	0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	14.3	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○								○	300	60	30	67	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)		
40	蒸発残留物			○								○	500	100	50	170	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)		
41	陰イオン界面活性剤											○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
42	ジオキシム											○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし濃度の発生が少ない時期を除きます)		
43	2-メチルイソボルネオール											○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし濃度の発生が少ない時期を除きます)		
44	非イオン界面活性剤											○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	水質周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。		
45	フェノール類											○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.0～8.6	-	-	8.1	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
*	鉛及びその化合物(審判採水)											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
		9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9	24	項目数				注)各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及No.47～No.49 [単位なし]」	







阿久根市上水道 園田浄水場

令和6年度水質検査計画

丸内公民館

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	理由					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10							
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	検査回数削減のため毎月検査(水道法:毎月)			
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	検査回数削減のため毎月検査(水道法:毎月)			
3	カドミウム及びその化合物																	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物																	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	セレン及びその化合物																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ヒ素及びその化合物																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物																	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素																	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○		○		○		○		○		○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○		○		○		○		○		○		○		10	2.0	1.0	0.6	検査回数減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物			○		○		○		○		○		○		○		0.8	0.16	0.08	0.12	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
13	ホウ素及びその化合物																	1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素																	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン																	0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	1,1,2,2-テトラフルオロエタン-1,2-ジクロロメタン																	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン																	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	ベンゼン																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
21	塩素酸			○		○		○		○		○		○		○		0.5	-	-	0.29	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
22	クロロ酢酸			○		○		○		○		○		○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
23	クロロホルム			○		○		○		○		○		○		○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	ジクロロ酢酸			○		○		○		○		○		○		○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジブロモクロロメタン			○		○		○		○		○		○		○		0.1	-	-	0.003	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	臭素酸			○		○		○		○		○		○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	縮トリハロメタン			○		○		○		○		○		○		○		0.1	-	-	0.006	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	トリクロロ酢酸			○		○		○		○		○		○		○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	ブロモジクロロメタン			○		○		○		○		○		○		○		0.03	-	-	0.002	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	ブロモホルム			○		○		○		○		○		○		○		0.09	-	-	0.002	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	ホルムアルデヒド			○		○		○		○		○		○		○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	亜鉛及びその化合物																	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
33	アルミニウム及びその化合物																	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
34	鉄及びその化合物																	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
35	銅及びその化合物																	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	ナトリウム及びその化合物																	200	40.0	20.0	12.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	マンガン及びその化合物																	0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.4	検査回数削減のため毎月検査(水道法:毎月)	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)																	300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
40	蒸発残留物																	500	100	50	94	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
41	陰イオン界面活性剤																	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
42	ジオキシム																	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査(ただし濃度の発生が少ない時期を除きます)	
43	2-メチルイソボルネオール																	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査(ただし濃度の発生が少ない時期を除きます)	
44	非イオン界面活性剤																	0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類																	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数削減のため毎月検査(水道法:毎月)	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8	~ 8.6	-	7.4	検査回数削減のため毎月検査(水道法:毎月)	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査(水道法:毎月)
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査(水道法:毎月)
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数削減のため毎月検査(水道法:毎月)	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数削減のため毎月検査(水道法:毎月)	
*	鉛及びその化合物(滞留採水)																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	

注)各検査項目の単位は、「No.1[μL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及No.47~No.49[単位なし]」



阿久根市上水道 山下浄水場

令和6年度水質検査計画

山下基地

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準			2021/01/01~ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10	3年間の最大値		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異変なきこと	-	-	検査されなし	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
3	カドミウム及びその化合物											○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
4	水銀及びその化合物											○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
5	セレン及びその化合物											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
6	鉛及びその化合物											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
7	ヒ素及びその化合物											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
8	六価クロム化合物											○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
9	亜硝酸態窒素											○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○					○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○					○	10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査		
12	フッ素及びその化合物											○	0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
13	ホウ素及びその化合物											○	1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
14	四塩化炭素											○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
15	1,4-ジオキサン											○	0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
16	1,2-ジクロロエタン及び1,1,2-ジクロロエタン											○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
17	ジクロロメタン											○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
18	テトラクロロエチレン											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
19	トリクロロエチレン			○			○					○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査		
20	ベンゼン											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
21	塩素酸			○			○					○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
22	クロロ酢酸			○			○					○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
23	クロロホルム			○			○					○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
24	ジクロロ酢酸			○			○					○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
25	ジブロモクロロメタン			○			○					○	0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
26	臭素酸			○			○					○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
27	縮トリハロメタン			○			○					○	0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
28	トリクロロ酢酸			○			○					○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
29	プロモジクロロメタン			○			○					○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
30	プロモホルム			○			○					○	0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
31	ホルムアルデヒド			○			○					○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)		
32	亜鉛及びその化合物											○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
33	アルミニウム及びその化合物											○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
34	鉄及びその化合物											○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
35	銅及びその化合物											○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
36	ナトリウム及びその化合物											○	200	40.0	20.0	8.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
37	マンガン及びその化合物											○	0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.4	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)											○	300	60	30	48	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)		
40	蒸発残留物											○	500	100	50	95	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)		
41	陰イオン界面活性剤											○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
42	ジェオスミン											○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減不可のため毎月検査(ただし濃度の発生が少ない時期を除きます)		
43	2-メチルシポルネオール											○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減不可のため毎月検査(ただし濃度の発生が少ない時期を除きます)		
44	非イオン界面活性剤											○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源地に变化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第4項第4号に基づき省略。		
45	フェノール類											○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	7.4	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
51	透明度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数削減不可のため毎月検査(水道法:毎月)		
* 6	鉛及びその化合物(滞留採水)											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)		

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.46 [ mg/L ]」、「No.50~No.51 [ 度 ]」、「No.2及びNo.47~No.49 [ 単位なし ]」



阿久根市上水道（黒之瀬戸） 黒之瀬戸配水池

令和6年度水質検査計画

黒之上公民館

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	60	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されないこと	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物															0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物															0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物															0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素															0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○				○								0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○				○								10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地球性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物															0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
13	ホウ素及びその化合物															1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
14	四塩化炭素															0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
15	1,4-ジオキサン															0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン															0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
17	ジクロロメタン															0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
18	テトラクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
19	トリクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
20	ベンゼン															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
21	塩素酸			○				○								0.6	-	-	0.09	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
22	クロロ酢酸			○				○								0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
23	クロロホルム			○				○								0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
24	ジクロロ酢酸			○				○								0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
25	ジブロモクロロメタン			○				○								0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
26	臭素酸			○				○								0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
27	総トリハロメタン			○				○								0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
28	トリクロロ酢酸			○				○								0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
29	ブロモジクロロメタン			○				○								0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
30	ブロモホルム			○				○								0.08	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
31	ホルムアルデヒド			○				○								0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
32	亜鉛及びその化合物															1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
33	アルミニウム及びその化合物															0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
34	鉄及びその化合物															0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
35	銅及びその化合物															1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
36	ナトリウム及びその化合物															200	40.0	20.0	9.6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
37	マンガン及びその化合物															0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.2	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）															300	60	30	45	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
40	蒸発残留物															500	100	50	150	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）
41	陰イオン界面活性剤															0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
42	ジオキシミン															0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール															0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤															0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類															0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8	~ 8.6	-	7.7	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採取）															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.46」[mg/L]、「No.50~No.51」[度]、「No.2及びNo.47~No.49」[単位なし]



阿久根市上水道（黒之瀬戸） 黒之浜低区配水池

令和6年度水質検査計画

大谷公民館

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準			2021.01/01～ 3年間の最大値	理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10	3年間の最大値				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	58	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検査されない	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物																0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物																0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物																0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素																0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン																0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○		○										10	2.0	1.0	4.9	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）
12	フッ素及びその化合物																0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
13	ホウ素及びその化合物																1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
14	四塩化炭素																0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
15	1,4-ジオキサン																0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び2,4,6-トリクロロフェノール																0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
17	ジクロロメタン																0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
18	テトラクロロエチレン																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
19	トリクロロエチレン																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
20	ベンゼン																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
21	塩素酸				○		○										0.6	-	-	0.10	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
22	クロロ酢酸				○		○										0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
23	クロロホルム				○		○										0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
24	ジクロロ酢酸				○		○										0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
25	ジブロモクロロメタン				○		○										0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
26	臭素酸				○		○										0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
27	総トリハロメタン				○		○										0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
28	トリクロロ酢酸				○		○										0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
29	プロモジクロロメタン				○		○										0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
30	プロモホルム				○		○										0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
31	ホルムアルデヒド				○		○										0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
32	亜鉛及びその化合物																1.0	0.20	0.10	0.06	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
33	アルミニウム及びその化合物																0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
34	鉄及びその化合物																0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
35	銅及びその化合物																1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
36	ナトリウム及びその化合物																200	40.0	20.0	14.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
37	マンガン及びその化合物																0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	23.9	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）				○		○										300	60	30	63	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）
40	蒸気残留物				○		○										500	100	50	186	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）
41	陰イオン界面活性剤				○		○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
42	ジエオスミン																0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール																0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤																0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第4項第4号に基づき省略。
45	フェノール類																0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.9	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.4	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	1.1	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留取水）																0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
		9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9	24	項目数		注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.46 [ mg/L ]」、「No.50～No.51 [ 度 ]」、「No.2及びNo.47～No.49 [ 単位なし ]」					







阿久根市上水道（黒之瀬戸） 単人第2配水池系

令和6年度水質検査計画

小瀬公民館

No	項目	令和5年度検査年度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検査されたいこと	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン													0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													1.0	2.0	1.0	1.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
16	1,2-ジ(2-ジブチルチオ)エタン及び1,2-ジ(2-ジブチルチオ)エタン													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
21	塩素酸													0.6	-	-	0.11	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
22	クロロ酢酸													0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
23	クロロホルム													0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
24	ジクロロ酢酸													0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
25	ジブロモクロロメタン													0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
26	臭素酸													0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
27	ジトリハロメタン													0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
28	トリクロロ酢酸													0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
29	ブロモジクロロメタン													0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
30	ブロモホルム													0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
31	ホルムアルデヒド													0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	15.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	17.0	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)													300	60	30	64	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）
40	菌発残留物													500	100	50	190	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
42	ジェオスミン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源開閉に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.7	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物(滞留採水)													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）

注) 各検査項目の単位は、「No.1[μL/L]」、「No.3～No.46[mg/L]」、「No.50～No.51[度]」、「No.2及びNo.47～No.49[単位なし]」



















阿久根市水道（脇本） 桐野配水池

令和6年度水質検査計画

瀬田公民館

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	理由					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10							
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）			
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）			
3	カドミウム及びその化合物																	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）				
4	水銀及びその化合物																	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）				
5	セレン及びその化合物																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）				
6	鉛及びその化合物																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）				
7	ヒ素及びその化合物																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）				
8	六価クロム化合物																	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）				
9	亜硝酸態窒素																	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○				○				○				0.01	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○				○				○				10	2.3	1.0	0.9	検査回数減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物																	0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
13	ホウ素及びその化合物																	1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
14	四塩化炭素																	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
15	1,4-ジオキサン																	0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
16	1,1,2,2-テトラフルオロエタン及び1,1,2,2-テトラフルオロエチレン																	0.04	0.009	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
17	ジクロロメタン																	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
18	テトラクロロエチレン																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
19	トリクロロエチレン																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
20	ベンゼン																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
21	塩素酸			○				○						○				0.6	-	-	0.07	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
22	クロロ酢酸																	0.02	-	-	0.002未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
23	クロロホルム																	0.06	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
24	ジクロロ酢酸																	0.03	-	-	0.003未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
25	ジブロモクロロメタン																	0.1	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
26	臭素酸																	0.01	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
27	縮トリハロメタン																	0.1	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
28	トリクロロ酢酸																	0.03	-	-	0.003未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
29	ブロモジクロロメタン																	0.03	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
30	ブロモホルム																	0.09	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○				○				0.08	-	-	0.008未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
32	亜鉛及びその化合物																	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
33	アルミニウム及びその化合物																	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
34	鉄及びその化合物																	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
35	銅及びその化合物																	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
36	ナトリウム及びその化合物																	200	40.0	20.0	9.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
37	マンガン及びその化合物																	0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.3	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）																	300	60	30	50	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
40	高発残留物			○														500	100	50	167	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）	
41	陰イオン界面活性剤																	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
42	ジェオスミン																	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール																	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤																	0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類																	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8	~	8.6	7.7	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
※	鉛及びその化合物（滞留採水）																	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	

注）各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」











阿久根市上水道（大川・尻無） 大川配水池

令和6年度水質検査計画

大川出張所

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	頻度減率		2021/01/01～ 3年間の最大値	理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されないこと	-	-		検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物															0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物															0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物															0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素															0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○		○		○		○		○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○		○		○		○		○		○		10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物															0.8	0.16	0.08	0.09	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
13	ホウ素及びその化合物															1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
14	四塩化炭素															0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
15	1,4-ジオキサン															0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエタン															0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
17	ジクロロメタン															0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
18	テトラクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
19	トリクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
20	ベンゼン															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
21	塩素酸			○		○		○		○		○		○		0.6	-	-	0.21	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
22	クロロ酢酸			○		○		○		○		○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
23	クロロホルム			○		○		○		○		○		○		0.06	-	-	0.021	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
24	ジクロロ酢酸			○		○		○		○		○		○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
25	ジブロモクロロメタン			○		○		○		○		○		○		0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
26	臭素酸			○		○		○		○		○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
27	総トリハロメタン			○		○		○		○		○		○		0.1	-	-	0.031	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
28	トリクロロ酢酸			○		○		○		○		○		○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
29	ブロモジクロロメタン			○		○		○		○		○		○		0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
30	ブロモホルム			○		○		○		○		○		○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
31	ホルムアルデヒド			○		○		○		○		○		○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
32	亜鉛及びその化合物															1.0	0.20	0.10	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
33	アルミニウム及びその化合物				○		○									0.2	0.04	0.02	0.09	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）
34	鉄及びその化合物															0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
35	銅及びその化合物															1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
36	ナトリウム及びその化合物															200	40.0	20.0	7.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
37	マンガン及びその化合物															0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.2	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)															300	60	30	53	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
40	菌数残留物															500	100	50	86	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
41	陰イオン界面活性剤															0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
42	ジェオスミン															0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数が増不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール															0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数が増不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤															0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類															0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.5	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8	~	8.6	7.8	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数が増不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留取水）															0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及27No.47~No.49 [単位なし]」



阿久根市上水道（大川・尻無） 大川高区配水池

令和6年度水質検査計画

川畑中公民館

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	検査回数削減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	検査回数削減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物																	0.003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
4	水銀及びその化合物																	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
5	セレン及びその化合物																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
6	鉛及びその化合物																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
7	ヒ素及びその化合物																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
8	六価クロム化合物																	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
9	亜硝酸態窒素																	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○											0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○											1.0	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物																	0.09	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
13	ホウ素及びその化合物																	0.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
14	四塩化炭素																	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
15	1,4-ジオキサン																	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
16	9,10-ジアンチピリン及び1,2-ジアンチピリン																	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
17	ジクロロメタン																	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
18	テトラクロロエチレン																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
19	トリクロロエチレン																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
20	ベンゼン																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
21	塩素酸			○			○											0.20	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
22	クロロ酢酸			○			○											0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
23	クロロホルム			○			○											0.024	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○											0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
25	ジブロモクロロメタン			○			○											0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
26	農薬酸			○			○											0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
27	総トリハロメタン			○			○											0.034	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○											0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
29	ブロモジクロロメタン			○			○											0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
30	ブロモホルム			○			○											0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○											0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
32	亜鉛及びその化合物																	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
33	アルミニウム及びその化合物			○			○											0.11	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）	
34	鉄及びその化合物																	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
35	銅及びその化合物																	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
36	ナトリウム及びその化合物																	7.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
37	マンガン及びその化合物																	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	検査回数削減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）																	300	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
40	蒸発残留物																	500	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
41	陰イオン界面活性剤																	0.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
42	ジェオスミン																	0.00001	検査回数削減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール																	0.00001	検査回数削減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤																	0.02	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類																	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	検査回数削減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	検査回数削減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常なし	検査回数削減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常なし	検査回数削減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	検査回数削減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	検査回数削減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
*	鉛及びその化合物（滞留採水）																	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	

注) 各検査項目の単位は、「No.1[μL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」



阿久根市上水道（中部） 田代配水池

令和6年度水質検査計画

田代下公民館

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	検査されないと	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0005	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○						○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○						○	10	2.0	1.0	1.3	検査回数が増加することができない項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
16	1,1-ジクロロエチレン													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
21	塩素酸			○			○						○	0.6	-	-	0.06未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
22	クロロ酢酸			○			○						○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
23	クロロホルム			○			○						○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
24	ジクロロ酢酸			○			○						○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
25	ジブロモクロロメタン			○			○						○	0.1	-	-	0.002	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
26	臭素酸			○			○						○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
27	トリハロメタン			○			○						○	0.1	-	-	0.003	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
28	トリクロロ酢酸			○			○						○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
29	ブロモジクロロメタン			○			○						○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
30	ブロモホルム			○			○						○	0.09	-	-	0.001	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
31	ホルムアルデヒド			○			○						○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数が増加することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	5.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.0	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													300	80	30	53	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
40	蒸発残留物													500	100	50	84	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
42	ジオキシベンゼン													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数が増加のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	2-メチル界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.0	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.7	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.6	検査回数が増加のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.46 [ mg/L ]」、「No.50~No.51 [ 度 ]」、「No.2及びNo.47~No.49 [ 単位なし ]」



阿久根市上水道（中部） 鶴川内第1配水池

令和6年度水質検査計画

桑原城地区構造改善センター

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準			2021/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	12	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）		
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○				○					○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○								○	10	2.0	1.0	0.8	検査回数減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査		
12	フッ素及びその化合物												0.8	0.16	0.08	0.13	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）		
13	ホウ素及びその化合物												1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
14	四塩化炭素												0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
15	1,4-ジオキサン												0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
16	1,2-ジクロロエタン及び1,1,2,2-テトラクロロエタン												0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
17	ジクロロメタン												0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
18	テトラクロロエチレン												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
19	トリクロロエチレン												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
20	ベンゼン												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
21	塩素酸			○			○					○	0.6	-	-	0.07	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
22	クロロ酢酸			○			○					○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
23	クロロホルム			○			○					○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
24	ジクロロ酢酸			○			○					○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
25	ジブロモクロロメタン			○			○					○	0.02	-	-	0.002	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
26	臭素酸			○			○					○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
27	トリクロロメタン			○			○					○	0.1	-	-	0.004	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
28	トリクロロ酢酸			○			○					○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
29	ブロモジクロロメタン			○			○					○	0.03	-	-	0.001	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
30	ブロモホルム			○			○					○	0.09	-	-	0.001	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
31	ホルムアルデヒド			○			○					○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）		
32	亜鉛及びその化合物			○			○					○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
33	アルミニウム及びその化合物			○			○					○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
34	鉄及びその化合物			○			○					○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
35	銅及びその化合物			○			○					○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
36	ナトリウム及びその化合物			○			○					○	200	40.0	20.0	9.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
37	マンガン及びその化合物			○			○					○	0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.3	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	43	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）		
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	79	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）		
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
42	ジエオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）		
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）		
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。		
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）		
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.8	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）		
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）		
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）		
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.4	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）		
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	1.0	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）		
*	鉛及びその化合物（滞留採水）												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）		

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [mg/L]」、「No.3～No.46 [mg/L]」、「No.50～No.51 [度]」、「No.2及びNo.47～No.49 [単位なし]」



阿久根市上水道（中部） 鶴川内第2配水池

令和6年度水質検査計画

鶴川内消防分団誌所

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準			2021/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10			
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	8	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-		検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0093未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○						○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○						○	10	2.0	1.0	0.8	検査回数削減することができない項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.13	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
21	亜硫酸			○			○						○	0.6	-	-	0.07	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
22	クロロ酢酸			○			○						○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
23	クロロホルム			○			○						○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
24	ジクロロ酢酸			○			○						○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
25	ジブromクロロメタン			○			○						○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
26	臭素酸			○			○						○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
27	トリハロメタン			○			○						○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
28	トリクロロ酢酸			○			○						○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
29	ブロモジクロロメタン			○			○						○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
30	ブロモホルム			○			○						○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
31	ホルムアルデヒド			○			○						○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	9.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.7	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													300	60	30	43	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
40	蒸発残留物													500	100	50	87	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
42	ジオキシベンゼン													0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.00001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.4	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.9	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.8	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
*	鉛及びその化合物（滞留採水）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ mL ]」、「No.3～No.46 [ mg/L ]」、「No.50～No.51 [ 度 ]」、「No.2及びNo.47～No.49 [ 単位なし ]」



阿久根市上水道（中部） 尾崎配水池

令和6年度水質検査計画

尾崎公民館

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○		○		○		○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○		○		○		○		○		10	2.0	1.0	0.8	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物													0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
13	ホウ素及びその化合物													1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
14	四塩化炭素													0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
15	1,4-ジオキサン													0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び2,4,6-トリクロロフェノール													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
17	ジクロロメタン													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
18	テトラクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
19	トリクロロエチレン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
20	ベンゼン													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
21	塩素酸			○		○		○		○		○		0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
22	クロロ酢酸			○		○		○		○		○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
23	クロロホルム			○		○		○		○		○		0.06	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
24	ジクロロ酢酸			○		○		○		○		○		0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
25	ジブロモクロロメタン			○		○		○		○		○		0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
26	臭素酸			○		○		○		○		○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
27	トリハロメタン			○		○		○		○		○		0.1	-	-	0.023	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
28	トリクロロ酢酸			○		○		○		○		○		0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
29	ブロモジクロロメタン			○		○		○		○		○		0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
30	ブロモホルム			○		○		○		○		○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
31	ホルムアルデヒド			○		○		○		○		○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
32	亜鉛及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
33	アルミニウム及びその化合物													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
34	鉄及びその化合物													0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
35	銅及びその化合物													1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
36	ナトリウム及びその化合物													200	40.0	20.0	7.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
37	マンガン及びその化合物													0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）													300	60	30	43	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
40	蒸発残留物													500	100	50	64	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）
41	陰イオン界面活性剤													0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
42	ジエオキシム													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
43	2-メチルイソボルネオール													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）
44	非イオン界面活性剤													0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
45	フェノール類													0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
*	鉛及びその化合物（滞留採水）													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）

注）各検査項目の単位は、「No.1【mg/L】」、「No.3～No.46【mg/L】」、「No.50～No.51【度】」、「No.2及びNo.47～No.49【単位なし】」







阿久根市上水道（中部） 牛之浜浄水場

令和6年度水質検査計画

伊公民館

No	項目	令和6年度検査年度												基準値	頻度減基準		2021/01/01～ 3年間の最大値	理由
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/3	(2) 1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	0	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物													0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物													0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物													0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物													0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素													0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○					○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○			○				○	10	2.0	1.0	0.6	検査回数削減することができない項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物												0.8	0.16	0.08	0.10	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
13	ホウ素及びその化合物												1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
14	四塩化炭素												0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
15	1,4-ジオキサン												0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
16	2,4,6-トリクロロメタン												0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
17	ジクロロメタン												0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
18	テトラクロロエチレン												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
19	トリクロロエチレン												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
20	ベンゼン												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
21	塩素酸			○								○	0.6	-	-	0.12	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
22	クロロ酢酸			○								○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
23	クロロホルム			○								○	0.06	-	-	0.013	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
24	ジクロロ酢酸			○								○	0.004	-	-	0.004	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
25	ジブロモクロロメタン			○								○	0.1	-	-	0.006	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
26	臭素酸			○								○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
27	ジトリハロメタン			○								○	0.1	-	-	0.023	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
28	トリクロロ酢酸			○								○	0.03	-	-	0.005	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
29	ブロモジクロロメタン			○								○	0.03	-	-	0.008	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
30	ブロモホルム			○								○	0.09	-	-	0.001	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
31	ホルムアルデヒド			○								○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数削減することができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
32	亜鉛及びその化合物											○	1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
33	アルミニウム及びその化合物											○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
34	鉄及びその化合物											○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
35	銅及びその化合物											○	1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
36	ナトリウム及びその化合物											○	200	40.0	20.0	7.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
37	マンガン及びその化合物											○	0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	13.9	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）											○	300	60	30	52	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
40	亜鉛残留物											○	500	100	50	79	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
41	陰イオン界面活性剤											○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
42	ジェオスミン											○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）	
43	2-メチルイソボルネオール											○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数削減のため毎月検査（ただし濃度の発生が少ない時期を除きます）	
44	非イオン界面活性剤											○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
45	フェノール類											○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.0	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数削減のため毎月検査（水道法：毎月）	
*	鉛及びその化合物（滞留採水）											○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	

注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.46 [ mg/L ]」、「No.50~No.51 [ 度 ]」、「No.2及びNo.47~No.49 [ 単位なし ]」